

## 軍用地の買取りについて 【5,000万円までの特別控除の適用があります】

市と県は普天間飛行場返還後のより良いまちづくりを進めることを目的に、学校用地(市)や道路用地(県)の確保のため、普天間飛行場内の土地先行取得を実施します。

市・県に売却した場合、譲渡所得について最高5,000万円までの特別控除が受けられます。(ただし、国税事務所との協議により特別控除を受けられない場合もあります)

軍用地の売却を希望される方は、まち未来課までご相談ください。なお、今年度の受付期間は10月30日までとなります。

準備いただくもの

印鑑(認印でも可)/本人確認書類(免許証等)/土地賃借料算定調書および土地明細書(最新のもの)

受付期間

第3期 10/30(金)まで

☎まち未来課 内線309

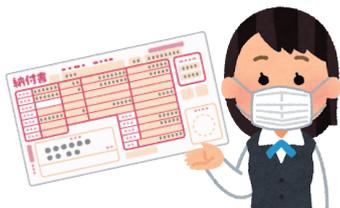
## 11月2日(月)は市県民税 第3期の納期限です

期別	科目	固定資産税	市県民税	軽自動車税
第1期	4月30日	6月30日	6月1日	
第2期	7月31日	8月31日		
第3期	12月25日	11月2日		
第4期	3月1日	2月1日		

※納め忘れのないよう納期限内での納付をお願いします。

納付困難な場合は、随時納税相談を受け付けておりますので、ご連絡ください。

☎納税課 内線 246 ~ 257



## 年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や、その他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象となる方

### ■老齢基礎年金を受給している方

(以下の要件をすべて満たしている必要があります。)

- ・65歳以上である。
- ・世帯員全員の市町村民税が非課税となっている。
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である。

### ■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

- ・前年の所得額が約462万円以下(扶養人数によって異なります。)

請求手続き

### ■新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構が10月中旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。令和3年2月1日までに請求手続きが完了しますと、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。

### ■年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて、年金事務所または市町村で請求手続きをしてください。

※日本年金機構、厚生労働省および市町村の職員を装った不審な電話や案内にご注意ください。電話や訪問により、お客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

厚生労働省ホームページ▶



☎ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165(ナビダイヤル)

## 不動産の公売を実施します!

市では市税の滞納処分のため、不動産の公売を行っています。

### 沖縄県・市町村の合同公売【予定】

県税事務所と県内市町村が合同で、下記日程で公売を実施する予定です。

公売方法 期間入札 入札期間 10/28(水)~10/30(金)

開札日 11/4(水)

公売場所 沖縄県中部合同庁舎

- ・物件は現時点での予定です。今後追加、取下げ、変更する場合があります。
- ・物件の詳細については、今後市ホームページ等でお知らせします。

☎納税課 内線251・254・259

番号	種別	地番等	見積価格	公売保証金
1	土地	宜野湾市大山1丁目1091番3 214.44㎡(現況:建物底地)	300万円	30万円
2	建物	宜野湾市宜野湾3丁目212番18-7 83.85㎡(現況:マンション4階一室)	707万円	71万円

マイナポイント

お好きなキャッシュレス決済で使えるポイントが

**上限5,000円分もらえちゃう!**

付与率  
**25%**

マイナンバーカードを使って、マイナポイントの予約・申込を行い、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージやお買い物をするとポイントが付与されるのが「マイナポイント」の仕組みです!

宜野湾市では、市民課前の特設窓口で、マイナポイントの予約(マイキーID設定)・申込に必要な手続きをお手伝いします。

**STEP 1**

マイナンバーカードを取得!

**STEP 2**

マイナポイントを予約!

**STEP 3**

マイナポイントを申し込んで取得!

☎総務省マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

※音声ガイダンスに従って「5番」を選択してください。

詳しくは総務省ホームページをご確認ください▶